

営業店の一部の時間帯の臨時休業に関する公告

株式会社岩手銀行は、政府による緊急事態宣言の発令を踏まえ、金融仲介機能の維持と新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、下記の営業店につきまして一部の時間帯を臨時休業いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 一部の時間帯を臨時休業する営業店

東京営業部（東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号 東山ビルディング5階）

2. 臨時休業する時間帯

11:30～12:30

3. 期間

2020年4月15日より

通常営業再開時には、あらためてお知らせいたします。

4. 休止する業務

営業店における全業務

なお、店舗内現金自動設備につきましては、通常通り営業しております。

以上

2020年4月14日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄